価格交渉促進月間の実施と改善のサイクル強化 (8月15日物価・賃金・生活総合対策本部資料) 資料 3 - 1

- 毎年9月と3月を「価格交渉促進月間」とし、実際に交渉や転嫁が出来たか、下請事業者からのフォロー アップ調査を実施。
 - ※大企業の取引先中心に年2回・計30万社へアンケート票を送付→ 数年で大企業取引先にリーチできる予定。
- フォローアップ調査の結果を踏まえ、評価が芳しくない親事業者に対し、2022年2月に初めて、業所管の大 **臣名で、指導・助言**を実施。 指導・助言を受けた**経営陣の認識が改まり、調達部門に改善指示**する例も。
- 2022年9月は、**積極広報・周知、フォローアップ調査の充実**、同年7月抜本改正の下請振興基準の活用 等により、指導・助言の対象企業を拡大。
- 実施と改善サイクルの強化で、交渉と転嫁が定期的になされる取引慣行の定着を目指す。

親事業者 経営陣 4 改善の指示 調達部門

③指導・助言対象企 業を拡大

下請振興法に基づき、 状況の良くない親事業者に 対して、大臣名で実施

※根拠となる振興基準を 抜本改正(2022年7月)

①価格交渉促進月間 の積極周知・広報 (毎年9月、3月)

価格交渉の活発化、 価格転嫁の増加

業所管省庁

中小企業庁



※回答が親事業者 に知られないよう、 匿名性の確保を徹 底し集計

②フォローアップ調査の充実

親事業者による対応や回答について

- ・アンケート調査
- ・下請Gメンによるヒアリング調査

下請事業者



次回2023年3月の「価格交渉促進月間」に向けた取組

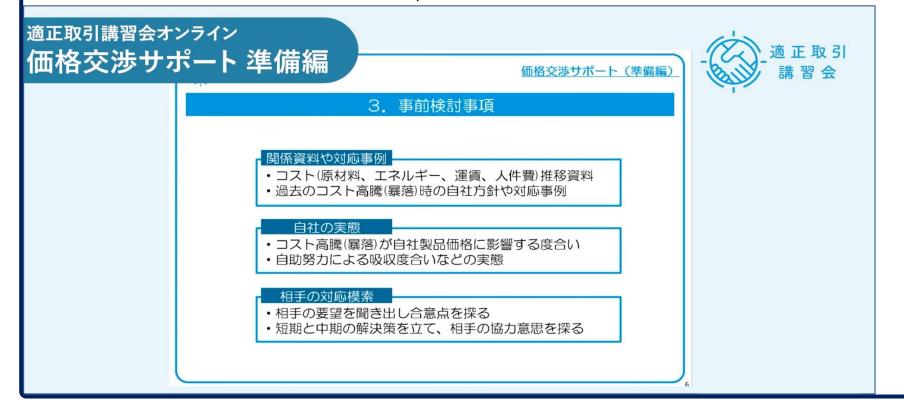
資料3-2

- 次回3月の価格交渉促進月間に向けては、事前の積極的な周知・公報に加え、
 - 価格交渉/転嫁をして貰えていない業種(例:トラック、放送コンテンツ等)に対して、**業種に特化した価格交渉 講習会**の実施、
 - 交渉/転嫁を**受け入れていない業種に対する、事業所管省庁からの個別の要請**など、

交渉・転嫁の評価が低い業種に対して、重点的な対応を行う。

価格交渉サポートセミナー

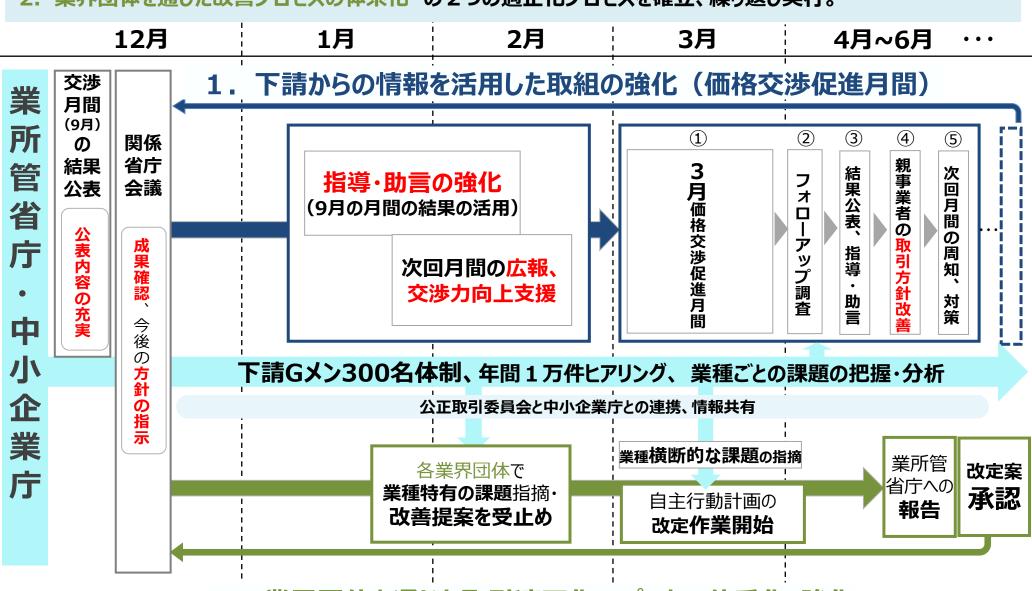
中小企業庁では、**価格交渉力の向上に向けたノウハウ(準備事項、交渉テクニック)**に係る「オンライン講習会」を実施中。 2021年度は受講者は約2,200名



今後の対策「2つの適正化プロセス」

資料3-3

- 1. 下請からの情報を活用した取組の強化に加え、
- 2. 業界団体を通じた改善プロセスの体系化 の2つの適正化プロセスを確立、繰り返し実行。



2. 業界団体を通じた取引適正化のプロセス体系化・強化